

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月13日
【届出者の氏名又は名称】	ACVEホールディングス合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
【電話番号】	092-832-2011
【事務連絡者氏名】	福岡県飯塚市芳雄町7番18号 株式会社麻生 執行役員経理財務本部長 浦川 浩一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ACVEホールディングス合同会社 (東京都千代田区丸の内三丁目2番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ACVEホールディングス合同会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、若築建設株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

若築建設株式会社

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2021年12月24日に、株式会社麻生（以下「麻生」といい、公開買付者と併せて「公開買付者ら」と総称します。）の出資（出資比率100%）により設立されたACVEホールディングス合同会社です。公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を所有しておりませんが、公開買付者の完全親会社かつ代表社員である麻生は、本書提出日現在、対象者株式5,424,200株（所有割合（注1）：42.63%）を所有しております。なお、麻生を除く麻生グループ（下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に定義します。）は、2025年9月30日時点で、対象者株式を所有しておりません。

（注1） 「所有割合」とは、対象者が2026年2月12日に公表した「2026年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（12,964,993株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（241,101株）（当該自己株式数には、役員向け株式交付信託に係る信託口が保有する対象者株式（112,700株）が含まれているとのことです。以下、対象者が所有する自己株式数について同じとします。）を控除した株式数（12,723,892株）に対する割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。以下同じです。

今般、公開買付者は、対象者の第四位株主である三井住友信託銀行株式会社（所有株式数：527,600株、所有割合：4.15%、以下「三井住友信託銀行」といいます。）が所有する対象者株式のうち463,995株（所有割合：3.65%）、対象者の第五位株主である株式会社三井住友銀行（所有株式数：315,025株、所有割合：2.48%、以下「三井住友銀行」といいます。）が所有する対象者株式の全て、及び対象者の第六位株主である株式会社千葉銀行（所有株式数：292,242株、所有割合：2.30%、以下「千葉銀行」といい、三井住友信託銀行、三井住友銀行及び千葉銀行を総称して「本応募合意株主」といいます。）が所有する対象者株式の全て（合計所有株式数：1,071,262株、合計所有割合：8.42%。以下「本応募合意株式」といいます。）を取得し、対象者を麻生の連結子会社とすることを目的として、対象者株式を対象にした本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいては、本応募合意株式の取得を目的としており、引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(1) 買付け等の期間」に記載のとおり、買付け等の期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間である20営業日に設定しております。

本公開買付けに際して、公開買付者は、三井住友信託銀行との間で、三井住友信託銀行が所有する対象者株式のうち463,995株（所有割合：3.65%）について本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、三井住友銀行との間で三井住友銀行が所有する対象者株式の全て（315,025株、所有割合：2.48%）、及び千葉銀行との間で千葉銀行が所有する対象者株式の全て（292,242株、所有割合：2.30%）についてそれぞれ本公開買付けに応募する旨の同意（以下「本同意」といいます。）を得ております。本応募契約及び本同意の内容については、下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約（三井住友信託銀行）」及び「本同意」をご参照ください。

また、本公開買付けに際して、公開買付者らは、2026年2月12日付で、対象者との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といいます。本公開買付け及び本資本業務提携を総称して「本取引」といいます。）を締結しております。本資本業務提携契約の内容については、下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本資本業務提携契約」をご参照ください。

本公開買付けは、最終的に対象者を麻生の連結子会社とすることを目的とするものであること及び本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を設定しております。具体的には、将来的に対象者が所有する自己株式が処分され、公開買付者らの対象者に対する議決権割合の希薄化が生じる可能性を考慮するとともに、本公開買付けの成立後、流通株式の減少により流通株式比率に係る上場維持基準抵触の可能性を低減する観点から、公開買付者らが合計で、対象者の発行済株式総数の50.10%に相当する数の対象者株式を所有することとなるような買付予定数の上限1,071,262株（所有割合：8.42%）を設定しております（注2）。そのため、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（1,071,262株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27

条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 公開買付者において、本書提出日現在において把握可能な対象者の株主(2025年9月30日時点)をもとに試算した本公開買付け後の対象者の流通株式比率は37.35%になります。

他方、仮に本公開買付けにより対象者の連結子会社化に必要な対象者株式の数の応募が集まらなかったとしても、今後対象者を議決権の過半数を所有することで麻生の連結子会社とするためには、本公開買付けにより公開買付者の所有割合を少しでも高めておくことが望ましいと判断したことから、買付予定数の下限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(1,071,262株)以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、本公開買付けにより、公開買付者らが合計で対象者の発行済株式総数の50.10%に相当する数の対象者株式を取得するに至らなかった場合には、公開買付者らは、下記「(5)本公開買付け成立後の株券等の追加取得の予定」に記載のとおり、対象者の発行済株式総数の50.10%に相当する数の対象者株式を取得するための方策を実施する予定です。その具体的な方策につきましては、本公開買付けの結果を踏まえて、公開買付者らが対象者株式を追加的に取得することも含めて、検討を行うことを予定しておりますが、本公開買付け成立後の対象者株式の追加取得の方法及び時期について、現時点で決まった事項はありません。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2)買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、公開買付者の完全親会社である麻生からの借入れにより本公開買付けの決済資金及び付随費用等を調達する予定です。

なお、対象者が2026年2月12日に公表した「ACVEホールディングス合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。 )によれば、対象者は、2026年2月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

なお、対象者取締役会決議の詳細は、対象者プレスリリース、下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び「(4)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

### 本公開買付けの背景等

麻生グループ(麻生、公開買付者を含む連結子会社98社及び持分法適用会社21社(2025年9月30日時点)から構成される企業グループをいいます。以下同じです。 )は、明治5年(1872年)に創業者である麻生太吉が目尾御用炭山を採掘、石炭産業に着手したことにより、麻生商店を先駆けとして創業し、戦前は石炭事業を主たる事業とすると同時に、大正7年(1918年)に麻生商店の職員また地域の住民への医療の拡充を地域に代り担う目的をもって飯塚病院を開設しております。昭和8年(1933年)には国内の産炭事業が国際的な価格競争力を失う中で、福岡県田川地区でセメント事業を開始し、昭和14年(1939年)には飯塚で現在の専門学校事業に繋がる、麻生塾を設立いたしました。このように、時代とともにさまざまな分野に事業領域を拡大してまいりました。本書提出日現在、麻生グループは、各種セメント及び生コンクリート等の製造販売を手掛けるセメント事業、病院経営に関するコンサルティング及び診療材料等の共同販売等を手掛ける医療関連事業、情報処理業及びソフトウェア開発等を手掛ける情報・ソフト事業、建設業及び土木業等を手掛ける建設土木事業等を中心とした幅広い分野に事業を展開しております。なお、公開買付者(所在地:東京都千代田区丸の内三丁目2番3号)は、株券等の取得及び所有等を目的として、2021年12月24日に、麻生の出資(出資比率100%)により設立されました。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、1890年5月、北九州若松港の築造及び経営を目的として若松築港会社として創立されたとのことです。対象者株式は、1961年10月に東京証券取引所第二部に上場、1962年8月に東京証券取引所第一部に上場したとのことです。その後、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、本書提出日現在は東京証券取引所プライム市場に上場しているとのことです。なお、対象者は、1893年7月に商号を若松築港株式会社に改め、さらに1902年7月、事業目的を同じくする洞海北湾埋湍合資会社を吸収合併しているとのことです。また、1965年7月に商号を現在の若築建設株式会社に変更し、1972年8月には川田工業株式会社を、1975年7月には昭和ドレッシング株式会社を吸収合併し、現在に至っているとのことです。本書提出日現在において、対象者のグループは、対象者、子会社9社及び関連会社1社(以下、対象者、子会社及び関連会社を総称して「対象者グループ」といいます。 )で構成されており、全てのステークホルダーと連携し、工事を通して安心・信頼を提供していくことが建設業の社会的使命と考え、企業理念として「内外一致 同心協力」、経営理念として「『品質と安全』を核とした施工により、お客様の信頼を高め、社会に貢献する。」を掲げ、建設事業及び不動産事業を主な事業として展開しているとのことです。

対象者を取り巻く環境につきましては、国土強靱化や社会資本整備などの公共投資、民間設備投資とも堅調に推移すると想定されるとのことでありますが、物価高騰や労働人口減少は喫緊の課題であり、生産性向上や人的資本経

営の推進は不可欠であると認識しているとのことです。対象者は、このような経営環境の中で、対象者が2024年5月14日に公表した「中期経営計画（2024年度 2026年度）」（以下「本中期経営計画」といいます。）において「ステークホルダーとの連携強化による持続可能性の追求」を基本方針とし、官庁土木・官庁建築・民間土木・民間建築・海外事業・不動産事業を事業戦略の6本柱とした事業展開による案件の大規模化・高収益化、洋上風力発電等の再生可能エネルギー分野への事業展開、ICT（注3）の活用による生産性向上を目指しているとのことです。

（注3）「ICT」とは、「Information and Communication Technology」の略であり、情報通信技術のことをいいます。

麻生と対象者の資本関係としては、麻生は、護岸工事や浚渫工事等の海上における防災・減災分野に強みを有する対象者の事業や実績に魅力を感じ、2019年6月から対象者株式の取得を開始いたしました。その後市場内買付けを続けた結果、2021年6月23日に677,300株（当時の対発行済株式総数（12,964,993株）で5.22%）を保有することとなり、同年6月30日に大量保有報告書を提出いたしました。その後も継続して2025年9月までの期間で、段階的に対象者株式の取得を行い（具体的には、2022年3月31日時点で2,577,900株（当時の対発行済株式総数で19.88%）、2023年3月31日時点で4,039,800株（当時の対発行済株式総数で31.16%）、2024年3月31日時点で4,493,700株（当時の対発行済株式総数で34.66%）、2025年3月31日時点で4,981,400株（当時の対発行済株式総数で38.42%）を取得しています。なお、当時の発行済株式総数はいずれも12,964,993株になります。）、本書提出日現在、対象者株式5,424,200株（所有割合：42.63%）を所有する対象者の筆頭株主であり、対象者を持分法適用関連会社としております。

麻生は、対象者株式を取得する過程で、対象者が護岸工事や浚渫工事等の海上における防災・減災分野を主力とする一方で、陸上における防災・減災分野は更なる成長の余地があるとともに、上記記載のとおり、物価高騰や労働人口減少といった対象者が考える喫緊の課題に対して、麻生と対象者の提携を強化することで、生産性向上や人的資本経営の推進を加速できると考えておりました。

その後、麻生は、2025年9月上旬、提携をさらに強化する一方で、対象者の経営の独立性を尊重するという観点から完全子会社化ではなく、最低限連結子会社化となる範囲で対象者株式の追加取得を検討したところ、対象者を連結子会社とすることで、具体的に以下のようなシナジーが期待でき、対象者の企業価値向上に資するとの考えに至りました。なお、麻生は、当初から完全子会社化の検討は行っておりません。

（ ）麻生グループの事業領域の拡大

麻生グループは、「社会システム変革への貢献」をミッションとし、医療、教育、建材、人材開発など九州地域に根ざした幅広い事業を有しているものの、島国日本において極めて重要な社会インフラである港湾整備に関しては接点が少ない現状を踏まえ、北九州市若松港での創業以来130年以上にわたり全国各地の港湾整備事業で実績を有する対象者をグループ企業に迎え入れることで、事業領域の拡大を図ることができるものと考えております。

（ ）減災・防災事業における競争力強化

護岸工事や浚渫工事等の海上における防災・減災分野に強みを有する対象者と、法面工事や地盤改良工事など陸上における防災・減災分野に強みを持つ麻生グループの各企業がそれぞれが強みとする分野に関する施工技術や、各企業の受注先における工事の需要の動向などの知見の共有を行うといった連携をすることにより、減災・防災事業における領域の効率的な拡大など競争力の強化を図ることができるものと考えております。

（ ）九州地区の事業の効率的拡大

麻生グループ及び対象者グループの有する九州地区における官公庁や地元企業とのネットワークを相互に活用し、両グループともに創業当初からの基盤であり、対象者事業の中核を成す九州地区における土木事業、建築事業の更なる拡大を図ることができるものと考えております。

( )建設人材確保への対応

対象者は、セメント、医療、教育、介護、建設土木といった麻生グループの有する幅広い事業基盤を活用し、麻生グループから営業支援、人材交流、若い従業員や技術者育成を図るための社員への研修・教育ノウハウの共有、外国人受入れに関する支援等を受けることにより、対象者における実効的な人材獲得・育成に係る施策の立案・実行が可能となり、優秀な技術者の確保・育成及び技術伝承への取組みの加速を図ることができるものと考えております。

上記の検討を受けて、麻生は、2025年9月上旬、対象者に対して、対象者の連結子会社化に向けた検討及び協議を開始したい旨を通知し、2025年10月8日、対象者との面談において対象者の連結子会社化に関する意向を伝え、本公開買付けに係る検討を進める旨を合意いたしました。また、麻生は、本公開買付けの具体的な協議・検討を開始することを踏まえ、2025年9月上旬に、公開買付者ら及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を、同年10月中旬にファイナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券株式会社を選任いたしました。

その後、麻生は、2025年11月下旬から2026年1月中旬にかけて、対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、本公開買付けの実現可能性を精査するとともに、上記のシナジーの実現可能性に係る分析を重ねてまいりました。なお、2025年11月20日、麻生は、対象者に対して、情報管理の観点から麻生の出資により設立された合同会社による本公開買付けを検討している旨、さらに2025年11月27日、麻生の出資（出資比率100%）により設立された公開買付者による本公開買付けを検討している旨を伝えました。また、麻生は、対象者との協議を通じ、「内外一致 同心協力」を企業理念とし、創業以来一貫して建設業に経営基盤をおき、「『品質と安全』を核とした施工により、お客様の信頼を高め、社会に貢献する。」を経営理念として、「国づくり」の根幹であり、長期的な視野で進められるべき社会インフラ整備の実績を積み重ねてきた対象者が、長期的な視野と社会貢献を目指す麻生グループの一員になることで、このような対象者の企業理念及び経営理念のさらなる推進を図ることができるものと考えました。

麻生は、2025年10月下旬、対象者の大株主の中で麻生からアプローチ可能であると考えた対象者の上位3名の株主である本応募合意株主を対象とすることで連結子会社化が達成できると想定されたこと、及び一般株主から対象者株式を取得する場合は対象者の流通株式の減少により流通株式比率に係る上場維持基準抵触のおそれがあること、また、本応募合意株主から対象者株式を取得することで、対象者株式を市場内買付けにて買付けを行う場合に比して、短期間で一定数量の株式の買付けを行うことができることから、本応募合意株主からの対象者株式の取得を考え、さらに、流通株式比率に係る上場維持基準抵触の可能性を低減する観点から、流通株式に該当しない三井住友銀行及び千葉銀行の所有する対象者株式は全株取得し、流通株式に該当する三井住友信託銀行所有分について発行済株式総数の50.10%に到達する範囲での取得を想定いたしました。本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）については、本応募合意株主以外の対象者の株主が本公開買付けに応募する可能性や、本応募合意株主以外の対象者の株主が応募する場合の応募株式数を低下させるためには、市場株価から一定のディスカウントをした価格を前提に交渉を進めることが望ましいとの考えに至りました。上記の考えを踏まえ、2025年12月中旬から下旬にかけて、本公開買付けを実施した場合の応募の可否について、本応募合意株主に打診し意向を確認したところ、本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。その後、麻生は、2026年1月中旬、短期的かつ急激な株価変動による影響を可及的に低減するべく、本公開買付けの公表日の前営業日のみならず公表前の一定期間の株価を踏まえて本公開買付け価格を設定することが望ましいと考える一方で、長期の株価推移を参照することは対象者の現状を反映できない可能性があることを考慮し、本公開買付け価格を本公開買付けの公表日の前営業日である2026年2月10日の対象者株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）のうち低い価格に対して8%のディスカウントをした価格（小数点以下を四捨五入。以下、本公開買付け価格の計算において同じとします。）とすることを2026年1月下旬に本応募合意株主に打診したところ、本応募合意株主より、本公開買付けに応募する旨の合意を得ました。

以上の協議・交渉を経て、公開買付者は、2026年2月12日、本公開買付けの実施を決定いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者は、上記「本公開買付けの背景等」に記載のとおり、麻生が2019年6月から市場内買付けの方法により、段階的に対象者株式を取得しており、2021年6月30日付で麻生による対象者株式に関する大量保有報告書が、初めて福岡財務支局に提出されたことを受け、2025年にかけて複数回にわたり麻生との面談の機会を設け、麻生の対象者株式の取得方針についての確認を実施してきたとのことです。また、麻生の上場企業に対するこれまでの投資について、上場を維持したまま連結子会社化を図ることが多いという傾向があることを踏まえ、麻生が対象者を連結子会社化すべく、議決権比率が50%超になるまで市場内での取得を継続する意向があるのではないかと考えていた中で、麻生から、2025年9月上旬、対象者の連結子会社化に向けた検討及び協議を開始したい旨の通知を受け、2025年10月8日に、対象者及び麻生の面談を実施し、麻生において上記意向があることを確認したとのことです。対象者としては、2025年9月上旬に上記通知を受けて以降、麻生が業務面及び資本面の両面

を満たすパートナーとして適切であるかどうか検討していく中で、2025年9月30日時点の流通株式比率が40.93%（東京証券取引所が定義する流通株式比率（注4）の算定方法に基づき算出）であり、麻生が今後も市場内で対象者株式の取得を継続した場合、東京証券取引所プライム市場の上場維持基準の一つである流通株式比率35%の基準に抵触するおそれがあり、また対象者及び麻生との間で何らの合意もすることなく、対象者が麻生の連結子会社となることで、対象者の株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様において、対象者の経営の自主性や独立性に関する懸念が生じ、従来の取引先から信頼を得ていた経営体制に大きな変化が生じる可能性が疑われ、工事の受注件数の減少等による企業価値・株主価値への悪影響を通じて対象者の一般株主の皆様の利益が損なわれる可能性があるとして、2025年9月上旬に、麻生から、対象者の連結子会社化に向けた検討及び協議を開始したい旨の通知を受けて以降考えたとのこと。そのため、対象者は、麻生に対して、麻生が対象者株式を一般株主から取得する場合は、対象者の流通株式比率が上場維持基準に抵触するおそれがあるところ、顧客の信頼を得ることに上場企業であることが寄与している側面があることに加え、上場による知名度及び信用力を活用することにより対象者において良質な人材を採用することが可能となることから、対象者が上場を維持することによるメリットは大きいと考えており、対象者の企業価値及び株式価値の維持・向上のためには対象者株式の東京証券取引所プライム市場への上場を維持すべきであると考えている旨、現在に至るまでの対象者の自主的な経営により、現在の対象者の事業基盤及び事業規模が形成されていることを踏まえ、対象者の独立した上場会社としての経営の透明性を確保し、対象者の企業文化や経営の自主性及び独立性を維持することが、引き続き対象者の企業価値を向上させるために重要であると考えている旨、及び対象者の企業文化や経営の自主性及び独立性の維持や対象者の従業員に関わる事項は対象者の経営判断を尊重して欲しい旨を2025年10月8日の面談時に伝え、麻生と対象者は、対象者のこのような意向と、麻生の対象者を連結子会社化したいという意向を、同面談時において確認しあったとのこと。

（注4） 「流通株式比率」とは、対象者が2025年11月10日に公表した「2026年3月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（12,964,993株）から、同日現在、対象者株式を10%以上保有する主要株主の保有株式数、役員等保有株式数、自己株式数及び国内の普通銀行、保険会社、事業法人等が所有する株式数を合わせた株式数（7,658,216株）を控除した流通株式数（5,306,777株）を同日現在の対象者の発行済株式総数（12,964,993株）で除した割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。

対象者は、麻生との面談を通じ、麻生グループが株式投資を行った企業における、当該企業の既存の経営体制や事業運営方針の尊重といった麻生の投資方針について確認を行い、麻生グループが対象者の発行済株式総数の50.10%を取得した場合においても、対象者株式の上場維持並びに対象者の現在の経営体制や事業運営方針については対象者の経営判断を尊重し、対象者の従業員にかかわる事項については対象者の経営判断を合理的に尊重する意向を有しており、さらに、下記に記載のとおり麻生グループとのシナジーを期待できると考えたことから、本取引は対象者の企業価値の維持・向上及び株主の皆様をはじめとする全てのステークスホルダーの皆様利益に資するものであると考えるに至ったとのこと。

また、麻生は従前よりシナジーの見込まれる企業との資本業務提携を推進しており、上場企業との間で資本業務提携契約を締結した事例としては、2017年1月に都築電気株式会社（業務提携内容：(1)麻生グループが有する医療・介護・教育等の事業展開や顧客ネットワーク及びノウハウ、並びに同社が保有するICT技術、医療・介護事業者向けの商品ラインナップ、全国規模の営業拠点網を相互に活用することにより、事業活動を拡大・発展させること、(2)麻生グループにおけるこれまでの医療・介護事業等における知見を活かしながら、新たな商品開発に取り組むことで、より高い付加価値のある商品を提供すること）、2022年3月に大豊建設株式会社（業務提携内容：(1)事業エリアの効率拡大（同社は麻生グループとの協業により、麻生グループの有する九州地区における官公庁や地元企業とのネットワークを活用することで、土木事業、建築事業ともに効率的な事業エリアの拡大を図る。）、(2)維持修繕事業における協業（同社は既存構造物の調査・診断、補修計画の策定や設計等にノウハウを有する麻生と連携することにより、維持修繕事業への参入を実行する。）、(3)減災・防災事業における競争力強化（ニューマチックケーソン工法や泥土加圧シールド工法に強みを有する同社と、セメントやコンクリート等の二次製品の製造、土木建築資材の卸売に実績を有する麻生グループの各企業とが連携することで、工事資材の調達コストを削減することが可能となり、価格競争力が高まることで、減災・防災事業における競争力の強化を図る。）、(4)建設人材確保への対応（セメント、医療、教育、介護、建設土木といった麻生グループの有する幅広い事業基盤を活用し、麻生グループから営業支援、人材交流、若い従業員や技術者育成を図るための社員への研修・教育ノウハウの共有、外国人受入れに関する支援等を受けることによって、同社における実効的な人材獲得・育成に係る施策の立案・実行が可能となり、優秀な技術者の確保・育成及び技術伝承への取組みの加速を図る。））、2024年5月に住石ホールディングス株式会社（業務提携内容：(1)両社の主力事業の安定的成長に向けた協業関係の構築、(2)同社の九州地区における事業の拡大等、(3)新規事業に向けた協業の取組み、(4)同社グループへの人材面における支援（人材確保・育成の支援））があり、麻生は上場企業との資本業務提携及びその後のシナジーの実現に関するノウハウを有しており、これらの事例においても、麻生グループが株式投資を行った企業における、当該企業の既存の経営体制や事業運営方針の尊重といった麻生の投資方針は守られてきたものと考えているとのこと。加えて、対象者は、本取引により、「社会システム

変革への貢献」をミッションとし、医療、教育、建材、人材開発など九州地域に根ざした幅広い事業を有しているものの、島国日本において極めて重要な社会インフラである港湾整備に関しては接点が少ない麻生グループにおいて、北九州市若松港での創業以来130年以上にわたり全国各地の港湾整備事業で実績を有する対象者をグループ企業に迎え入れることで、事業領域の拡大が可能になるものと考えているとのことです。また、護岸工事や浚渫工事等の海上における防災・減災分野を主力とする対象者と、法面工事や地盤改良工事等の陸上における防災・減災分野への強みを持つ麻生グループの各企業それぞれが強みとする分野に関する施工技術や、各企業の受注先における工事の需要の動向などの知見の共有を行うといった連携をすることにより、防災・減災分野における領域の効率的な拡大など競争力の強化が可能になるものと考えているほか、麻生グループ及び対象者グループの有する九州地区における地元企業とのネットワークを相互に活用し、当該地元企業との取引を拡大することにより共同で事業機会を創出することも視野に入れ、両グループともに創業当初からの基盤であり、対象者事業の中核を成す同地区における土木事業や建築事業の更なる拡大も実現することが可能になるものと考えているとのことです。さらに、対象者は、本中期経営計画において海外事業の展開や人材確保・育成を課題として認識しているところ、麻生グループが有するセメント、医療、教育、介護、建設土木といった幅広い事業基盤を活用し、麻生グループからの営業支援、人材交流、若い従業員や技術者育成を図るための社員への研修・教育ノウハウの共有、外国人受入れに関する支援等を受けることによって、対象者における実効的な人材獲得・育成に係る施策の立案・実行を実施し、優秀な技術者の確保・育成及び技術伝承への取組みの加速が可能になるものと考えていることに加え、対象者は、「内外一致 同心協力」を企業理念とし、創業以来一貫して建設業に経営基盤をおき、「『品質と安全』を核とした施工により、お客様の信頼を高め、社会に貢献する。」を経営理念として、「国づくり」の根幹であり、長期的な視野で進められるべき社会インフラ整備の実績を積み重ねてきたところ、長期的な視野と社会貢献を目指す麻生グループの一員になることで、長期視点での戦略に基づく投資が可能になり、また対象者役員において対象者の企業理念及び経営理念に対する理解と意識がより一層高まり、このような対象者の企業理念及び経営理念のさらなる推進が可能になるものと考えているとのことです。このように、対象者は、対象者と麻生の関係が深化することによるシナジーについても期待できると考えているとのことです。

さらに、対象者と麻生グループとの歴史的な繋がりも深く、麻生グループの創業者である麻生太吉氏は、対象者の前身である若松築港会社の発起人であったとのことです。同氏が地域の発展を第一に考えて尽力されたことにより、若松港は大きく拡張・発展し、対象者の祖業である若松港の港湾整備及び拡張につながったとのことです。対象者としては、麻生グループが、対象者の創業時から2019年に対象者株式を市場内買付けの方法により取得するまで、継続して対象者の株主であったわけではないものの、こうした麻生太吉氏の尽力により、対象者及び麻生グループは若松築港会社創業当時の縁があり、対象者及び麻生グループの強固な信頼関係と協力の礎が築かれたと考えているとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値及び株主利益の維持・向上に関する検討、麻生の意向、対象者と麻生グループのこれまでの関係性、対象者が2025年11月7日に選任した、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）の法的助言並びに、対象者が2025年11月10日に選任した、同じく対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立したファイナンシャル・アドバイザーである山田コンサルティンググループ株式会社からの助言を踏まえたうえで、2026年2月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、本資本業務提携の内容、麻生グループ及び対象者の関係が深化することで期待されるビジネス機会の創出も含めたシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けが今後の対象者の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると判断し、本公開買付けに関して賛同する旨の決議をしたとのことです。

一方で、本公開買付け価格は麻生と本応募合意株主との間で協議及び交渉の結果により合意されたものであり、対象者が決定に関与したものではないこと、本公開買付け価格は本日の直近時の対象者株式の市場株価より一定程度ディスカウントされたものであり、対象者の一般株主が本公開買付けに応募する経済的なメリットは認められず、対象者においても株式価値算定書の取得その他の検証を行っていないこと、及び本公開買付け成立後も対象者株式の上場が維持される見込みであるため、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを2026年2月12日開催の取締役会において併せて決議したとのことです。

なお、上記取締役会における決議の方法については、下記「(4)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

#### 本公開買付け後の経営方針

麻生グループは本公開買付け後も、対象者株式の上場の維持、対象者の現在の経営体制及び事業運営方針については対象者の経営判断を尊重し、対象者の従業員にかかわる事項については対象者の経営判断を合理的に尊重する予定です。麻生グループとして、事業、顧客、株主のバランスを取りながら、麻生グループ及び対象者との間の連携を強化し、協働関係の深化による両社の中長期的な成長を重視して、企業価値の最大化を図ってまいり

ます。麻生グループとしては、現時点では、上記「本公開買付けの背景等」に記載の支援及び協業について、具体的な施策を決定しているものではないものの、本公開買付け後に対象者と協議を進めていく予定です。なお、麻生は、本公開買付けの成立後、麻生グループから対象者への役員派遣及び対象者の取締役会及び業務執行会議にオブザーバーを派遣する予定です。また、対象者の既存の役員の解任については、現時点で具体的に想定している事項はございません。

なお、対象者は、本応募合意株主のいずれの銀行からも借入れを行っており、また三井住友信託銀行から本社オフィスを賃借しておりますが、本応募合意株主からの役員派遣は受けていないとのことです。また、当該借入れ及び賃借が、本公開買付けを契機に変更される予定はないとのことです。

### (3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

#### 本応募契約（三井住友信託銀行）

公開買付者は、三井住友信託銀行との間で、2026年2月12日付で本応募契約を締結しており、三井住友信託銀行は、本応募契約に基づき、所有する対象者株式のうち、一部である463,995株（所有割合：3.65%）を本公開買付けに応募することを合意しております。本応募契約の概要は、以下のとおりです。

本応募契約（三井住友信託銀行）においては、三井住友信託銀行は、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けの開始以降合理的に可能な限り速やかに（遅くとも本公開買付けの開始日から15営業日以内に）、本公開買付けに応募すること（以下「本応募」といいます。）を合意しております。三井住友信託銀行による本応募の前提条件はありません。

本応募契約（三井住友信託銀行）においては、三井住友信託銀行は、本応募契約（三井住友信託銀行）の契約締結日以降、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、三井住友信託銀行が所有する対象者の普通株式463,995株の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、その対応について公開買付者と誠実に協議する旨規定されています。

また、本応募契約（三井住友信託銀行）においては、本応募契約（三井住友信託銀行）の締結日以降、本公開買付期間の末日までに、公開買付者以外の第三者が、対象者株式の全てを対象として買付予定数の上限なく本公開買付価格を5%以上上回る公開買付けを開始した場合、三井住友信託銀行は、公開買付者に対して、その対応につき協議を申し入れることができ、この場合、公開買付者及び三井住友信託銀行は誠実に協議し、三井住友信託銀行は、当該協議の後、三井住友信託銀行が本応募を行うことが三井住友信託銀行の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成するおそれがあると客観的かつ合理的に認められる場合には、本公開買付期間の末日までの間、公開買付者に対して書面により通知することにより、本公開買付けに応募せず、本応募を撤回し、又は本応募の結果成立した応募対象株式の買付けに係る契約を解除することができる旨規定されています。また、本公開買付けが撤回された場合、本応募契約（三井住友信託銀行）は当然に終了する旨規定されています。

さらに、本応募契約（三井住友信託銀行）では、三井住友信託銀行は、( )本応募契約（三井住友信託銀行）の契約締結日以降、公開買付者の事前の書面による承諾なしに（但し、公開買付者は合理的な理由なく承諾を拒まないものとする。）、対象者の株主総会の招集請求権、議題提案権若しくは議案提案権、又は議決権その他の株主権を行使しないこと、( )本公開買付けに係る決済後、当該決済開始日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、当該株主総会における三井住友信託銀行が所有する対象者の普通株式463,995株に係る議決権その他の一切の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、(a)全て公開買付者の指示に従って行うか、又は、(b)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して権限者による記名押印のある適式な委任状を交付して包括的な代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しない旨が規定されています。

その他、本応募契約（三井住友信託銀行）では、表明保証（注）及び補償等が規定されていますが、本応募の前提条件は規定されておられません。

（注） 本応募契約（三井住友信託銀行）においては、三井住友信託銀行は、公開買付者に対して、権利能力等、強制執行の可能性、許認可等の履践、法令等との抵触の不存在、倒産手続等の不存在、反社会的勢力及び株式に対する権利について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、三井住友信託銀行に対して、権利能力等、強制執行可能性、許認可等の取得、法令等との抵触の不存在、倒産手続等の不存在及び反社会的勢力について表明及び保証を行っております。

#### 本同意

公開買付者は、2026年1月23日、三井住友銀行との間で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを原則撤回しない旨を口頭で合意しております。また、公開買付者は、2026年1月26日、千葉銀行との間で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを原則撤回しない旨を口頭で合意しております。

## 本資本業務提携契約

公開買付者は、対象者との間で、2026年2月12日（以下「本資本業務提携契約締結日」といいます。）付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

## （ ）目的

公開買付者ら及び対象者は、本取引により、麻生が対象者を連結子会社化し、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの背景等」に記載される業務提携を実施することにより、両社の企業価値向上を目指すものとする。

## （ ）本公開買付けに関する事項（注1）

- ・公開買付者は、法令等及び本資本業務提携契約に従い、本公開買付けを開始する。
- ・対象者は、本資本業務提携契約締結日付で、本公開買付けに賛同する旨（但し、対象者の株主による本公開買付けに対する応募については株主の判断に委ねる旨）の意見を取締役会において決議し（以下「本賛同決議」といいます。）、その内容（出席取締役全員の賛成によるものであり、かつ出席監査役全員の異議がない旨の意見を得たものである旨を含む。）を東京証券取引所の有価証券上場規程に従い公表する。
- ・対象者は、本資本業務提携契約締結日以降、本公開買付期間の末日までの間、本賛同決議を維持し、かつ、その撤回又は変更を行わず、また、本賛同決議と矛盾する内容のいかなる決議も行わない。
- ・対象者は、（ ）直接又は間接に、第三者との間で、対象者株式を対象とする公開買付けの実施その他本公開買付け又は本取引と競合・矛盾・抵触し又はそのおそれのある行為（以下「対抗取引」といいます。）に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉、合意等を一切行わず、（ ）第三者から対抗取引に関する提案又は勧誘を受けた場合には、実務上可能な限り速やかに公開買付者らに対しその事実及び当該提案又は勧誘の内容を通知し、その対応について公開買付者らとの間で誠実に協議する。
- ・上記にかかわらず、本資本業務提携契約締結日以降において、対象者が上記の義務に違反することなく、公開買付者ら以外の者が対象者に対し対抗取引に関する具体的かつ実現可能性のある真摯な提案を行った場合又は対抗取引を開始した場合であって、対象者が上記の本賛同決議の維持等の義務を履行することが対象者の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成するおそれが高いと対象者の取締役会が合理的に判断した場合には、対象者は、当該義務を履行することを要しない。

（注1） 上記の他、対象者は、(a)本公開買付けに係る決済の開始日までの間、対象者グループにおいて善良な管理者の注意義務をもって通常の業務範囲において業務の執行等を行うこと、及び公開買付者らの事前の書面による承諾なく、一定の事項（注2）を行わないこと、(b)本公開買付けに係る決済の開始日の前日までに、本取引の実施のために必要な手続を履践すること等について誓約しています。

（注2） 定款の変更、株式等の発行、処分又は付与、子会社の異動を伴う株式の取得又は譲渡、自己株式の買受けその他の一切の取得、株式の分割若しくは併合又は株式若しくは新株予約権の無償割当て、剰余金の配当その他の処分（配当予想を超えるものに限る。）、資本金の額又は準備金の額の増加又は減少、解散、清算又は倒産手続等の開始の申立て、からに定める行為又は決定を行うことを内容とする契約等の締結

- ( )対象者の経営の独立性等
- ・公開買付者らは、東京証券取引所プライム市場の上場会社に適用されるコーポレートガバナンス・コードの各原則その他の上場規則等の趣旨を踏まえて、上場会社としての対象者の経営の独立性を尊重する方針であることを確認する。
  - ・公開買付者らは、本取引に際し、対象者の株式の東京証券取引所プライム市場への上場を維持する方針であることを確認する。なお、対象者の株式について、上場維持基準に抵触するおそれが生じ、対象者が合理的に要請した場合には、公開買付者らは、対象者の上場を維持するために必要な措置その他の方策について誠実に協議に応じるものとする。
- ( )従業員に関する経営判断の尊重
- 公開買付者らは、対象者グループにおける従業員の雇用維持、人事、労働条件その他従業員に関する事項について、対象者の経営判断を合理的に尊重する方針であることを確認する。
- ( )派遣取締役の選任等
- (a) 公開買付者らは、( )対象者の取締役候補者1名(以下、本項に基づき公開買付者らが推薦する取締役候補者を「公開買付者ら推薦取締役候補者」という。)を推薦することができるものとする。公開買付者らが公開買付者ら推薦取締役候補者を推薦した場合、対象者の指名・報酬諮問委員会(名称を問わず、対象者の取締役の選解任に関する事項を諮問対象に含む任意の委員会をいう。以下同じ。)は、当該者を対象者の取締役候補者とすべきであるか、真摯に検討の上、対象者の取締役に答申するものとし、公開買付者ら及び対象者は、その答申内容に応じて、以下に定める対応を行うものとする。
- ・対象者の指名・報酬諮問委員会により、当該者を取締役候補者とするにつき反対する旨の答申がなされた場合には、公開買付者らは、改めて、本項柱書の規定に従って別の者を公開買付者ら推薦取締役候補者として推薦することができるものとする。但し、対象者の指名・報酬諮問委員会が取締役候補者についての懸念・疑念等を示した場合には、実務上合理的に可能な限り、対象者は、公開買付者らとの間でその対応について誠実に協議を行うものとする。
  - ・上記以外の場合、対象者は、公開買付者ら推薦取締役候補者の選任に関する議案を対象者の定時株主総会に上程するものとし、当該者を対象者の取締役に選任するため、合理的な協力を行うものとする。
- (b) 公開買付者らは、対象者の株主総会において、公開買付者ら推薦取締役候補者以外の取締役候補者の選任に関する議案について議決権を行使する場合には、対象者の指名・報酬諮問委員会の答申内容を合理的な範囲で最大限尊重するものとする。但し、本項の規定は、公開買付者らが、株式価値に重大な悪影響を生じさせる事由が発生し又はそのおそれがあると判断した場合、その他対象会社の企業価値及び株主利益の観点から合理的に必要と判断した場合に、公開買付者らが自らその裁量に基づき議決権その他の権利を行使することを制限するものではない。
- (c) 対象者は、公開買付者ら推薦取締役候補者以外の取締役候補者の選任に関する議案を株主総会に上程する場合で、公開買付者らが事前に要請する場合には、当該議案に関して誠実に協議に応じるものとする。
- (d) 公開買付者らは、公開買付者ら推薦取締役候補者が上記(a)に基づき取締役に選任された後(以下、選任された公開買付者ら推薦取締役候補者を「公開買付者ら推薦取締役」という。)、退任等(任期満了、辞任、解任を含み、退任等の理由を問わない。)をした場合には、上記(a)に基づき当該公開買付者ら推薦取締役の後任となるべき公開買付者ら推薦取締役候補者を推薦することができるものとし、対象者及び公開買付者らは、当該公開買付者ら推薦取締役候補者を上記(a)に従って取り扱うものとする。
- (e) 公開買付者らは、本公開買付けの決済完了後速やかに(遅くとも2026年4月24日までに)、上記(a)に基づき、公開買付者ら推薦取締役候補者に関する必要情報(対象者の2026年3月期の定時株主総会の招集通知(株主総会参考書類を含む。))の作成に必要となる情報を含む。)を対象者に通知するものとし、対象者は、上記(a)に基づく手続に従って、対象者の2026年3月期の定時株主総会において、当該公開買付者ら推薦取締役候補者を候補者とする取締役選任議案を付議するものとする。
- (f) 対象者は、公開買付者らが業務執行取締役でない公開買付者ら推薦取締役候補者を推薦した場合、当該公開買付者ら推薦取締役候補者との間で、その就任後直ちに、会社法第427条第1項及び対象者グループの各定款に基づく責任限定契約を締結する。
- (g) 対象者は、公開買付者ら推薦取締役が対象者グループの役員に就任した後速やかに、当社が当該時点において加入する会社役員賠償責任保険(D&O保険)を付保するものとし、その保険料は対象者が負担する。

## ( ) オブザーバーの指名等

- ・公開買付者らは、別途指名する者1名をオブザーバーとして、対象者の取締役会及び業務執行会議（以下「取締役会等」といいます。）に出席させることができるものとする。オブザーバーは、取締役会等において意見の陳述その他の発言をすることができる。
- ・対象者は、上記に基づくオブザーバーによる取締役会等への出席及び発言を確保するため、招集通知その他の取締役会等に係る資料を提供するものとする。

## ( ) 希薄化防止措置等

- ・対象者は、公開買付者らに対し、30日前までに書面による通知を行い、公開買付者らの事前の書面による承諾を取得した場合を除き、株式等の発行、処分又は付与に係る決定（会社法上の簡易組織再編を行う際に、株式等の発行、処分又は付与が伴う場合を含む。）を行うことができない。但し、単元未満株式の売渡請求がなされてそれに応じる場合、本資本業務提携契約締結日時点で対象者が導入している対象者取締役及び執行役員を対象とした株式報酬制度に基づく場合、及び、公開買付者らの議決権比率が過半数を下回らない範囲で行う場合は除く。
- ・対象者は、本公開買付けに係る決済開始日後、公開買付者らの責めに帰すべき事由によらずに公開買付者らが保有する対象者の株式の議決権保有割合が50.0%以下になった場合又はその蓋然性が高いと合理的に認められる場合において、公開買付者らが要請する場合には、対象者及び公開買付者らは、公開買付者らに対する第三者割当増資その他対象者及び公開買付者らが誠実に協議を行い別途合意する方法により、公開買付者らが保有する対象者株式の議決権保有割合について過半数を維持するための措置をとるものとする。

## ( ) 公開買付者らによる株式の追加取得等

公開買付者らは、公開買付者らが直接又は間接に保有する対象者株式が対象者の発行済株式総数の50.1%を上回るおそれがある行為を行おうとする場合には、対象者の事前の書面による承諾を得るものとする。

## ( ) 公開買付者らによる株式譲渡等

公開買付者らが、本公開買付けの決済開始日後、その保有する対象者の株式の全部又は一部について、第三者に対する譲渡又はこれらについての合意を行おうとする場合、公開買付者らは、対象者との間で、事前に誠実に協議するものとする。

## ( ) 事前承諾・協議事項

対象者は対象者グループにおいて、一定の事項（注3）を決定又は承認する場合には、公開買付者らと事前に協議の上、公開買付者らの事前の書面による承諾を得なければならないものとする。但し、公開買付者らは、不合理に当該承諾を留保又は拒絶しない。

（注3） 100億円以上の借財（但し、運転資金の借入は除く）、上場廃止基準に該当する若しくはそのおそれが高い行為又は上場廃止の申請、本資本業務提携と実質的に矛盾若しくは抵触し、又は、本資本業務提携の効果を大幅に減殺若しくは阻害する業務提携（合併会社の設立及びライセンスの付与を含む。）（但し、対象者における適時開示基準に該当しない軽微なものを除く）に関する事項

## ( ) 特別委員会の設置

対象者は、本公開買付けの決済開始日後、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置するものとし、本公開買付者らは、これに異議を述べない。

## ( ) その他

上記以外に、本資本業務提携契約では、(a)対象者は、本資本業務提携契約の効力発生日以降に事業年度の末日が到来する各事業年度につき、配当性向40%（なお、自己株式取得を加味しないものとする。）を下回らない配当を実施するよう合理的な範囲で努力する（但し、対象者及び公開買付者らは、必要に応じて、対象者の配当性向について誠実に協議を行うものとする。）こと、(b)対象者からの公開買付者らへの情報提供、(c)表明保証（注4）、(d)解除事由（注5）、(e)補償等が規定されています。

（注4） 本資本業務提携契約においては、対象者は、公開買付者らに対して、有効な設立及び存続、本資本業務提携契約の締結及び履行に係る権限並びに手続の履践、本資本業務提携契約の強制執行の可能性、法令等との抵触の不存在、倒産手続等の不存在、反社会的勢力への非該当性・反社会的勢力との関係の不存在、本資本業務提携契約の締結及び履行のために必要となる許認可等の取得、対象者の株式等、並びに未公表の重要事実の不存在について表

明及び保証を行っております。また、公開買付者らは、対象者に対して、有効な設立及び存続、麻生が公開買付者の持分の全てを適法かつ有効に所有しており、公開買付者の持分の全ての実質上の所有者であること、本資本業務提携契約の締結及び履行に係る権限並びに手続の履践、本資本業務提携契約の強制執行の可能性、法令等との抵触の不存在、倒産手続等の不存在、並びに反社会的勢力への非該当性・反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っております。

(注5) 公開買付者ら又は発行会社において表明保証に重大な点において違反があった場合、公開買付者ら又は発行会社において本資本業務提携契約上の義務に重要な点において違反した場合、公開買付者ら又は発行会社に対して倒産手続等の開始の申立てがあった場合及び公開買付者らの議決権保有割合が合計で42%を下回った場合が解除事由として定められております。

#### (4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

本書提出日現在において対象者は公開買付者らの子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、麻生が対象者のその他の関係会社であることに鑑み、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除の観点から、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、対象者において以下の措置を実施いたしました。なお、対象者は本公開買付価格の公正性に関する意見書を取得していないとのことです。

##### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひを選任し、本取引における手続の公正性を確保するための対応、本取引の諸手続及び本取引に関する対象者取締役会の意思決定方法、過程等について、法的助言を受けているとのことです。なお、西村あさひは、対象者、本応募合意株主及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、西村あさひに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

##### 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者取締役会は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、2026年2月12日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役9名(うち3名は社外取締役)全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

また、上記取締役会には、対象者監査役3名(うち2名は社外監査役)全員が出席し、いずれも、対象者の取締役会が上記の旨を決議することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の取締役及び監査役は全員、本公開買付けに関して利害関係を有していないとのことです。

#### (5) 本公開買付け成立後の株券等の追加取得の予定

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、麻生は、対象者を連結子会社化しつつ、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けにより、公開買付者らが合計で対象者の発行済株式総数の50.10%に相当する数の対象者株式を取得し、その目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは現時点では予定しておりません。一方、公開買付者らが本公開買付けにより対象者の発行済株式総数の50.10%に相当する数の対象者株式を取得するに至らなかった場合には、公開買付者らは、対象者の発行済株式総数の50.10%に相当する数の対象者株式を取得するための方策を実施する予定です。その具体的な方策につきましては、本公開買付けの結果を踏まえて、公開買付者が対象者株式を追加的に取得することも含めて、検討を行うことを予定しているものの、本公開買付け成立後の対象者株式の追加取得の方法及び時期について、現時点で決まった事項はありません。また、公開買付者らは、対象者との間で、公開買付者らが直接又は間接に所有する対象者株式が対象者の発行済株式総数の50.10%を上回るおそれがある行為を行おうとする場合には、対象者の事前の書面による承諾を得ることにつき、合意しております。

## (6) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されております。本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、買付予定数の上限を設定の上、本公開買付けを実施し、本公開買付けの成立により公開買付者らが所有することとなる対象者株式の数は最大でも6,495,462株（所有割合：51.05%）にとどまる予定であり、本公開買付け後の対象者の流通株式比率は37.35%となり、東京証券取引所プライム市場の上場維持基準である流通株式比率35%を下回らないと試算していることから、上場維持基準に抵触する見込みはございません。従って、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の上場は、本公開買付けの成立後も引き続き維持される見込みです。また、本資本業務提携契約において、公開買付者ら及び対象者は、対象者株式について、上場維持基準に抵触するおそれが生じ、対象者が合理的に要請した場合には、公開買付者らは、対象者の上場を維持するために必要な措置その他の方策について誠実に協議することを合意しております。

## 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

## (1) 【買付け等の期間】

## 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2026年2月13日（金曜日）から2026年3月13日（金曜日）まで（20営業日）
公告日	2026年2月13日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

## 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、2026年3月30日（月曜日）まで（30営業日）となります。

## 【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 ACVEホールディングス合同会社  
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号  
092-832-2011  
福岡県飯塚市芳雄町7番18号  
株式会社麻生 執行役員経理財務本部長 浦川 浩一

確認受付時間 平日10時から17時まで

## ( 2 ) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき、金4,455円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ( )	-
株券等預託証券 ( )	-
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付けにより、本応募合意株主から本応募合意株式を取得し、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的としているため、本公開買付価格については、公開買付者と本応募合意株主が合意できる価格をもって決定する方針といたしました。なお、公開買付者は、本応募合意株主との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、本公開買付価格の算定に関する第三者の意見の聴取等の措置は講じておりません。</p> <p>本公開買付価格4,455円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2026年2月10日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値5,290円に対して15.78%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウントの計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値4,842円に対して7.99%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値4,634円に対して3.86%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値4,978円に対して10.51%のディスカウントをした価格となります。また、本公開買付価格4,455円は、本書提出日の前営業日である2026年2月12日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値5,300円に対して15.94%のディスカウントをした価格となります。</p>
算定の経緯	<p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの背景等」をご参照ください。</p>

## ( 3 ) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	1,071,262 (株)	- (株)	1,071,262 (株)
合計	1,071,262 (株)	- (株)	1,071,262 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(1,071,262株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(1,071,262株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	10,712
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年2月13日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年2月13日現在)(個)(g)	54,242
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)	128,202
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	8.42
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( $(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$ )(%)	51.05

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,071,262株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年2月13日現在(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年11月11日に提出した第210期半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2025年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(12,964,993株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(241,101株)を控除した株式数(12,723,892株)に係る議決権の数(127,238個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### (1)【株券等の種類】

普通株式

### (2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、事前届出が受理された日から原則として30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本株式取得を行うことができません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとするときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない（同法第49条）、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされております（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年12月22日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日受理されております。また、公開買付者は、公正取引委員会から2026年1月19日付で「排除措置命令を行わない旨の通知書」を受領したため、2026年1月19日をもって措置期間が終了しております。また、2026年1月19日付で取得禁止期間を30日間から28日間に短縮する旨の「禁止期間の短縮の通知書」を公正取引委員会より受領したため、2026年1月19日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

### (3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 2026年1月19日（排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第83号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）  
公経企第84号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載する等の方法により、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

オンライントレード（<https://trade.smbcnikko.co.jp/>）（以下「日興イーजीトレード」といいます。）による応募株主等は、日興イーजीトレードログイン後、画面より「日興イーजीトレード 公開買付け取引規程」を確認のうえ所要事項を入力し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イーजीトレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）における日興イーजीトレードのご利用申込みが必要です。

応募に際しては、応募株主口座に応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります（注1）。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知（注2）を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注2）をご提出いただく必要があります。なお、日興イーजीトレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注3）の適用対象となります。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 口座開設に際し、個人株主は原則としてご印鑑が不要です。未成年、成年後見人制度をご利用の個人株主や、法人株主等が口座を開設される場合はご印鑑が必要です。また、既に開設されている応募株主口座のご登録内容の変更をされる場合等には、ご印鑑が必要となる場合があります。

(注2) 本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知について  
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの（通知カードは除く。）は6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

## &lt;個人&gt;

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)( 1 )	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)( 2 )	
B. 本人確認書類 (写真あり1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証(運転経歴証明書)( 3 )
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート( 4 )
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険の資格確認書( 3 )
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し( 2 )

## &lt;法人&gt;

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報( 5 )
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証( 3 )
	個人番号カード(表)
	各種健康保険の資格確認書( 3 )
	パスポート( 6 )

- ( 1 ) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- ( 2 ) 発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- ( 3 ) 裏面に住所が記載されている場合は、裏面まで必要となります。
- ( 4 ) 住所、氏名、生年月日の確認ができる各ページが必要となります。なお、2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、ご利用できません。
- ( 5 ) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。
- ( 6 ) 2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、別途、現住所が記載されている「本人確認書類1点」又は「納税証明書等の補完書類1点」の写しをご提出いただく必要があります。

## &lt;外国人株主等&gt;

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

- (注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

## (2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付する等の方法によりお手続きください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

なお、日興イーリートレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーリートレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号  
（その他のS M B C日興証券株式会社国内各営業店）

## (3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

## (4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

## 8 【買付け等に要する資金】

## (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	4,772,472,210
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料（円）(b)	35,000,000
その他（円）(c)	2,500,000
合計（円）(a) + (b) + (c)	4,809,972,210

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数（1,071,262株）に、本公開買付価格（4,455円）を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料（円）(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他（円）(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

## (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

## 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
-	-
計(a)	-

## 【届出日前の借入金】

## イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

## ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

## 【届出日以後に借入れを予定している資金】

## イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

## ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
医療関連事業、不動産事業等	株式会社麻生 (福岡県飯塚市芳雄町7番18号)	公開買付けに要する資金の借入れ(注1)(注2) 貸付契約に基づく借入れ 弁済期:2051年3月31日 金利:固定金利 担保:なし	8,000,000
計(c)			8,000,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、その完全親会社である麻生から、80億円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を2026年2月10日付で取得しております。なお、当該融資実行の前提条件は定められておりません。

(注2) 公開買付者の完全親会社である麻生は、上記融資の資金の一部については、金融機関からの借入れにより調達した資金を用いる予定です。麻生は、当該借入れについて、三井住友銀行が麻生に対して40億円を、株式会社SBI新生銀行が麻生に対して30億円を、株式会社福岡銀行が麻生に対して20億円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年2月10日付で取得しております。一方、万が一金融機関からの借入れが実行できなかった場合には、手元現預金を上記融資の資金に用いる予定です。公開買付者は、その完全親会社である麻生が、上記融資を実行するに足る十分な手元現預金を有していることを、預金残高証明書を確認することにより確認しております。

## 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

## 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

8,000,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

## (3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

## 9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10【決済の方法】

## (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

## (2)【決済の開始日】

2026年3月23日(月曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、2026年4月6日(月曜日)となります。

## (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーजीトレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

## (4)【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の申込みをされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

## 1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

### ( 1 ) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,071,262株）以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,071,262株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

### ( 2 ) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### ( 3 ) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

### ( 4 ) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

**(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】**

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

**(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】**

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

**(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】**

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

**(8) 【その他】**

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

年月	沿革
2021年12月	商号をACVEホールディングス合同会社とし、本店所在地を東京都千代田区丸の内三丁目2番3号、資本金を100万円とする合同会社として設立。

##### 【会社の目的及び事業の内容】

###### 会社の目的

1. 他の会社の株式または持分の取得及び保有
2. 前号に附帯関連する一切の事業

###### 事業の内容

公開買付者は、株券等を取得及び所有すること等を主たる事業としております。

##### 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2026年2月13日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
1,000,000	-

##### 【大株主】

2026年2月13日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社麻生	福岡県飯塚市芳雄町7番18号	-	-
計	-	-	-

(注) 公開買付者は合同会社であり、麻生の出資額は金1,000,000円です。また、公開買付者の業務執行社員は麻生です。

## 【役員の職歴及び所有株式の数】

2026年2月13日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
職務執行者	-	麻生 巖	1974年7月17日	1997年4月 株式会社日本長期信用銀行(現・株式会社SBI新生銀行)入行 2000年6月 麻生セメント株式会社(現・株式会社麻生)監査役 2001年6月 同社取締役 同年8月 麻生セメント株式会社取締役 2005年12月 株式会社ドワンゴ社外取締役 2006年6月 株式会社麻生代表取締役専務取締役 2008年10月 同社代表取締役副社長 2010年6月 同社代表取締役社長(現任) 2014年6月 日特建設株式会社社外取締役 2016年1月 麻生セメント株式会社代表取締役社長 2017年6月 都築電気株式会社社外取締役 2018年10月 日特建設株式会社取締役(現任) 2021年6月 東都水産株式会社社外取締役 2021年12月 ACVEホールディングス合同会社 職務執行者(現任) 2022年8月 大豊建設株式会社取締役(現任) 2024年1月 麻生セメント株式会社取締役(現任) 2024年6月 住石ホールディングス株式会社取締役(現任) 2025年6月 東都水産株式会社取締役(現任)	-
計					

## ( 2 ) 【経理の状況】

公開買付者の第4期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、公開買付者の第4期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

## 【貸借対照表】

(2025年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
[流動資産]	613,354	[流動負債]	70,000
現金及び預金	613,298	未払法人税等	70,000
未収還付法人税等	56		
[固定資産]	0	[固定負債]	0
		負債合計	70,000
		純資産の部	
		[社員資本]	543,354
		資本金	1,000,000
		資本剰余金	0
		利益剰余金	456,646
		純資産合計	543,354
資産合計	613,354	負債及び純資産合計	613,354

## 【損益計算書】

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：円)

科目	金額	
売上高		0
売上原価		0
売上総利益		0
販売費及び一般管理費		0
営業利益		0
営業外収益		
受取利息	371	371
営業外費用		0
経常利益		371
特別利益		0
特別損失		0
税引前当期純利益		371
法人税、住民税及び事業税	70,000	
法人税等調整額	0	70,000
当期純損失( )		69,629

## 【社員資本等変動計算書】

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：円)

	社員資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	社員資本合計	
当期首残高	1,000,000	0	387,017	612,983	612,983
当期変動額					
当期純損失( )			69,629	69,629	69,629
当期変動額合計	0	0	69,629	69,629	69,629
当期末残高	1,000,000	0	456,646	543,354	543,354

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

- 資産の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価基準及び評価方法  
移動平均法による原価法を採用しております。
- 収益及び費用の計上基準  
記載すべき事項はありません。
- その他財務諸表作成のための重要な事項  
記載すべき事項はありません。

( 3 ) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

## 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

## 1【株券等の所有状況】

## (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2026年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	54,242(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-	-
株券等預託証券( )	-	-	-
合計	54,242	-	-
所有株券等の合計数	54,242	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

## (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(2026年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	- (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-	-
株券等預託証券( )	-	-	-
合計	-	-	-
所有株券等の合計数	-	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

## (3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2026年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	54,242(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-	-
株券等預託証券( )	-	-	-
合計	54,242	-	-
所有株券等の合計数	54,242	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

## ( 4 ) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

## 【特別関係者】

( 2026年 2月13日現在 )

氏名又は名称	株式会社麻生
住所又は所在地	福岡県飯塚市芳雄町 7 番18号
職業又は事業の内容	医療関連事業、不動産事業等
連絡先	連絡者 株式会社麻生 執行役員経理財務本部長 浦川 浩一 連絡場所 福岡県飯塚市芳雄町 7 番18号 電話番号 092-832-2011
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人

## 【所有株券等の数】

( 2026年 2月13日現在 )

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	54,242 ( 個 )	- ( 個 )	- ( 個 )
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ( )	-	-	-
株券等預託証券 ( )	-	-	-
合計	54,242	-	-
所有株券等の合計数	54,242	-	-
( 所有潜在株券等の合計数 )	( - )	-	-

## 2 【株券等の取引状況】

## ( 1 ) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

## 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

## 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (1) 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2026年2月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。対象者取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース、上記「第1 公開買付要領」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

#### (2) 本資本業務提携契約

公開買付者は、2026年2月12日付で、麻生及び対象者との間で本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約の内容については、上記「第1 公開買付要領」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本資本業務提携契約」をご参照ください。

## 第5【対象者の状況】

## 1【最近3年間の損益状況等】

## (1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

## (2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

## 2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場						
	月別	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月
最高株価(円)	6,170	5,990	5,290	5,060	4,785	5,110	5,390
最低株価(円)	5,000	4,920	4,745	4,375	4,320	4,520	4,545

(注) 2026年2月については、2月12日までの株価です。

## 3【株主の状況】

## (1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 (単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## (2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

## 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

## 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

## 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

## (1) 【対象者が提出した書類】

## 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第208期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月28日 関東財務局長に提出

事業年度 第209期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月26日 関東財務局長に提出

## 【半期報告書】

事業年度 第210期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月11日 関東財務局長に提出

## 【臨時報告書】

該当事項はありません。

## 【訂正報告書】

該当事項はありません。

## (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

- 若築建設株式会社  
(北九州市若松区浜町一丁目4番7号)  
若築建設株式会社 千葉支店  
(千葉市中央区新田町4番22号)  
若築建設株式会社 東京支店  
(東京都目黒区下目黒二丁目23番18号)  
若築建設株式会社 横浜支店  
(横浜市中区尾上町一丁目6番地)  
若築建設株式会社 名古屋支店  
(名古屋市中区錦一丁目11番20号)  
若築建設株式会社 大阪支店  
(大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

## 6 【その他】

「2026年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2026年2月12日付で対象者決算短信を公表しております。当該公表に基づく対象者決算短信の概要は以下のとおりです。なお、対象者決算短信の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

## 損益の状況(連結)

会計期間	2026年3月期 第3四半期
売上高	75,060百万円
売上原価	65,104百万円
販売費及び一般管理費	5,875百万円
営業外収益	223百万円
営業外費用	385百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,601百万円

## 1株当たりの状況(連結)

会計期間	2026年3月期 第3四半期
1株当たり四半期純利益	204.59円
1株当たり純資産額	3,925.58円
1株当たり配当額	-円